

第74回国民体育大会 下妻市実行委員会

第1回常任委員会



日 時 平成30年4月23日(月)午後1時30分
会 場 下妻市役所 本庁舎 大会議室

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会 第 1 回常任委員会（目次）

【報告事項】

報告第 1 号	第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員の変更・・・	P 2
報告第 2 号	第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会委員の委嘱・・・・・・・・	P 3
報告第 3 号	平成 3 0 年度収支予算（案）のうち会長が専決処分する予算・・・	P 4

【審議事項】

議案第 1 号	第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項の一部改正・・・	P 6
議案第 2 号	第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果・・・	P 7
	第 7 4 回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項（案）・・・	P 9
	第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項（案）・・・	P 2 0
	第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領（案）・・・	P 3 1
議案第 3 号	第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果・・・	P 3 5
	第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項（案）・・・	P 3 7
	第 7 4 回国民体育大会下妻市競技施設整備要項（案）・・・	P 4 0
議案第 4 号	第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果・・・	P 4 2
	第 7 4 回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）・・・	P 4 4
	第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要領（案）・・・	P 4 8
議案第 5 号	第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果・・・	P 5 4
	第 7 4 回国民体育大会下妻市リハーサル大会輸送計画（案）・・・	P 5 6
	第 7 4 回国民体育大会下妻市リハーサル大会警備員配置計画（案）・・・	P 5 8
議案第 6 号	平成 2 9 年度事業報告・・・	P 5 9
議案第 7 号	平成 2 9 年度収支決算・・・	P 6 4
議案第 8 号	平成 3 0 年度事業計画（案）・・・	P 6 6
議案第 9 号	平成 3 0 年度収支予算（案）・・・	P 6 8
参考資料 1	第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則・・・	P 7 0
参考資料 2	第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程・・・	P 7 4
参考資料 3	第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画・・・	P 7 6
参考資料 4	第 7 4 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画・・・	P 7 9
参考資料 5	第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項・・・	P 8 0
参考資料 6	第 7 4 回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項・・・	P 8 2
参考資料 7	第 7 4 回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項・・・	P 8 5
参考資料 8	第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員名簿・・・	P 8 7
参考資料 9	第 7 4 回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会概要・・・	P 8 8

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会

第 1 回常任委員会

報 告 事 項

報告第 1 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会委員の変更

○委員長

(敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻市長	菊 池 博	稲 葉 本 治	平成 3 0 年 4 月 1 4 日

○副委員長

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻市議会議長	原 部 司	須 藤 豊 次	平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

○常任委員

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻市商工会副会長	小 林 重 隆	会 長 外 山 崇 行	平成 3 0 年 4 月 1 日
下妻市校長会会長	鈴 木 悟	島 田 和 夫	平成 3 0 年 4 月 3 日
下妻市市長公室長	大 月 義 男	中 山 義 則	平成 3 0 年 4 月 1 日
下妻市総務部長	飯 塚 誠 一	根 本 桂 二	平成 3 0 年 4 月 1 日
下妻市市民部長	杉 山 照 夫	大 月 義 男	平成 3 0 年 4 月 1 日
下妻市経済部長	鈴 木 伸 一	斉 藤 敏	平成 3 0 年 4 月 1 日
下妻地方広域事務組合事務局長	平 井 英 雄	菊 池 正 行	平成 3 0 年 4 月 1 日

報告第 2 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会委員の委嘱

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 4 条 2 項の規定に基づき委嘱した委員について、次のとおり報告する。

平成 3 0 年 4 月 1 6 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

(敬称略)

所属機関・団体・役職名	氏名	就任年月日
前下妻市教育長	青 柳 正 美	平成 3 0 年 4 月 1 6 日

報告第3号

平成30年度収支予算(案)のうち会長が専決処分する予算

平成30年度収支予算(案)のうち会長が専決処分する予算については、次のとおりとする。

収入

(単位:円)

科 目	本年度予算額	うち専決処分する 暫定予算額	説 明
1 負担金	49,782,000	870,343	下妻市負担金
2 繰越金	709,657	709,657	前年度より
3 雑収入	100,343	0	
合 計		1,580,000	

支出

(単位:円)

科 目	本年度予算額	うち専決処分する 暫定予算額	説 明
1 総務費	639,000	52,000	
1 会議費	90,000	22,000	総会、常任委員会開催経費
2 事務局費	549,000	30,000	事務局運営費
2 開催推進費	4,679,000	844,000	
1 開催準備費	1,356,000	0	
2 広報啓発費	3,323,000	844,000	国体PR活動経費
3 リハーサル大会運営費	45,199,000	684,000	
1 リハーサル大会運営費	45,199,000	684,000	スタッフ識別用品
3 予備費	75,000	0	
1 予備費	75,000	0	
合 計	50,592,000	1,580,000	

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会

第 1 回常任委員会

審 議 事 項

議案第 1 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項の一部改正について

第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日提出

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会

常任委員会委員長 菊 池 博

第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項の一部を改正する要項

第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項の一部を次のように改正する。

7 宿舎における医療救護中「下妻市実施本部」を「救護本部」に改める。

付 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項 新旧対照表

新	旧
7 宿舎における医療救護 大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに <u>救護本部</u> に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。	7 宿舎における医療救護 大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに <u>下妻市実施本部</u> に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

議案第 2 号

第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、総務企画専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

平成 3 0 年 2 月 1 6 日

常任委員会

委員長 稲葉 本治 様

総務企画専門委員会

委員長 飯島 和一

第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、当委員会に付託された事項について、平成 3 0 年 2 月 1 6 日に委員会を開催し、次のとおり審議したので報告します。

記

- 1 第 7 4 回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項（案）
- 2 第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項（案）
- 3 第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領（案）

第 7 4 回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体下妻市会場において、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届け出があった場合の取り扱いについて、遺失物法に基づき、必要な事項を定める。

2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の取扱いは、会場総務班会場総務係（以下「会場総務係」という。）で実施する。
- (2) その日の業務終了までに落とし主が判明しない拾得物は、競技会場毎に定められた保管場所に一時保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意すること。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会（事務局）へ引き継ぐものとする。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物一覧表（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に、拾得物の権利の有無、遺失者に対して連絡先告知の同意の有無について聞き取るものとし、拾得者が権利や報労金を希望する場合、拾得物預かり書（様式第 2 号）を作成し、交付するものとする。
- (2) 拾得物に拾得物個票を貼付して保管する。
- (3) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物一覧表（様式第 3 号）に必要事項等を記入の上、拾得物一覧表（様式第 1 号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、下妻警察署まで届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する際、運転免許証等で遺失者本人であることを確認の上返還し、拾得物一覧表（様式第 1 号）の返還処理欄に記載する。ただし、当該物件に対して拾得物預かり書（様式第 2 号）を交付している場合、又は高額商品等の場合は、遺失物受領書（様式第 4 号）に署名押印（印鑑がない場合はサイン）を

受ける。また、遺失者本人が受領できない場合は、委任状を添えて代理人が受領することが出来るものとする。

- (2) 拾得者に報労金の請求権利がある場合、遺失者に対して拾得物評価額の5～20パーセントの2分の1の報労金（相当物品）の必要があることを証明し、拾得者の方へお礼の連絡をするよう伝える。

5 拾得物の引き継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに拾得物の遺失者が判明しない場合は、実行委員会（事務局）に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会（事務局）は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物提出書を添えて下妻警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会（事務局）は、拾得物を下妻警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、下妻警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

6 適用

いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取り扱いについては、この要項に準じて実施する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取り扱いに関して、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

(様式第1号)

拾 得 物 一 覧 表

受理 番号	受理月日 (受理処理者)	拾得日時 月 日 時 分 頃	物件 (種類及び数量)		拾得場所	拾得者の氏名 住所・連絡先	備 考 (返還処理欄)
			現 金	物 品			
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					

拾得物預かり書

受 理 番 号	第 号							
受 理 日 時	平成	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	
拾 得 日 時	平成	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃	
拾 得 場 所								
拾 得 者	住 所							
	氏 名							
	電 話	連絡先 ()			勤務先 ()			
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
	物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等					
権利放棄の申告等		報労金請求権の放棄		☐ する	☐ しない			
		所有権の放棄		☐ する	☐ しない			
拾得者の同意等		遺失者へ住所・氏名告知の同意		☐ する	☐ しない			
		遺失者へ電話番号告知の同意		☐ する	☐ しない			
上記の物件を預かりました。 平成 年 月 日 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会 会長 取扱者氏名 印 取扱者名及び印のないものは無効です。								
注 1 この仮拾得物預り書は後日、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書が届くまでの間、あなたが標記物件の所有権を取得している証明になりますので、紛失しないように大切に保管して下さい。 2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の 5 ～ 20 % の 2 分の 1 の範囲内で報労金（相当物品）を受け取ることができます。（報労金請求権の放棄をされた方は、該当しません。） 3 落とし主がわからないときは、拾得物を下妻警察署へ提出します。なお、下妻警察署へ提出後、さらに 3 か月を経過しても遺失者が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、下妻警察署へ事前に電話で問い合わせして下さい。（所有権の放棄をされた方は、該当しません。） あなたが物件を受け取ることができる期間は、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書に記した期日より、3 か月を経過した日から 2 か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意下さい。								

拾得物預かり書(実行委員会控) 原本コピー可

受 理 番 号	第 号							
受 理 日 時	平成	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	
拾 得 日 時	平成	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃	
拾 得 場 所								
拾 得 者	住 所							
	氏 名							
	電 話	連絡先 ()			勤務先 ()			
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
	物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等					
権利放棄の申告等		報労金請求権の放棄	☐ する		☐ しない			
		所有権の放棄	☐ する		☐ しない			
拾得者の同意等		遺失者へ住所・氏名告知の同意	☐ する		☐ しない			
		遺失者へ電話番号告知の同意	☐ する		☐ しない			
上記の物件を預かりました。 平成 年 月 日 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会 会長 取扱者氏名 印 取扱者名及び印のないものは無効です。								
注 1 この仮拾得物預り書は後日、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書が届くまでの間、あなたが標記物件の所有権を取得している証明になりますので、紛失しないように大切に保管して下さい。 2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の 5 ～ 20 % の 2 分の 1 の範囲内で報労金（相当物品）を受け取ることができます。（報労金請求権の放棄をされた方は、該当しません。） 3 落とし主がわからないときは、拾得物を下妻警察署へ提出します。なお、下妻警察署へ提出後、さらに 3 か月を経過しても遺失者が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、下妻警察署へ事前に電話で問い合わせして下さい。（所有権の放棄をされた方は、該当しません。） あなたが物件を受け取ることができる期間は、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書に記した期日より、3 か月を経過した日から 2 か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意下さい。								

(様式第3号)

遺失物一覧表

受理 番号	受理月日 (受理処理者)	拾得日時 月 日 時 分 頃	物件(種類及び数量)		遺失場所	遺失者の氏名 住所・連絡先	備 考 (返還処理欄)
			現 金	物 品			
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					
		月 日 時 分 頃					

遺失物受領書

受 理 番 号		第 号	
拾 得 日 時		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
拾 得 場 所			
拾 得 者	住 所		
	氏 名		
	電 話	()	
拾得物件	現 金	金 _____ 円 内訳 10,000 円 ____枚 100 円 ____枚 5,000 円 ____枚 50 円 ____枚 2,000 円 ____枚 10 円 ____枚 1,000 円 ____枚 5 円 ____枚 500 円 ____枚 1 円 ____枚	
	物 品		
上記の物件を受領しました。 平成 年 月 日 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会 会長 様 住 所 _____ 電 話 _____ () _____ 氏 名 _____ 印			
返 還 担 当 者			

委 任 状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者（代理人）住所 _____

受任者（代理人）氏名 _____ 委任者との関係 _____

平成 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____ 印

競技名(種別)				
受理会場				
拾得物個票				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
拾得物個票				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
拾得物個票				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
拾得物個票				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

拾 得 物 件 提 出 書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

平成 年 月 日

下 妻 警 察 署 長 様

(占有者)

氏 名 又 は 名 称

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長

住 所 又 は 所 在 地

下妻市鬼怒230番地

電話番号その他の連絡先

0296-45-8100

受理番号		下妻市実行委員会事務局（下妻市生涯学習課国体推進室）				
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
1			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意 ☐ 有 ☐ 無		
2			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意 ☐ 有 ☐ 無		
3			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意 ☐ 有 ☐ 無		
備考						

- 備考 1 の欄には、記載しないこと。
- 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者がこれらの全てを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、法34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
- 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付すること。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にもレは付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。

番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
			氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意		
			住所又は所在地			
			電話番号その他の連絡先	☐ 有 ☐ 無		
			氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意		
			住所又は所在地			
			電話番号その他の連絡先	☐ 有 ☐ 無		
			氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意		
			住所又は所在地			
			電話番号その他の連絡先	☐ 有 ☐ 無		
			氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意		
			住所又は所在地			
			電話番号その他の連絡先	☐ 有 ☐ 無		
			氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 同 意		
			住所又は所在地			
			電話番号その他の連絡先	☐ 有 ☐ 無		
備考						

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、下妻市において開催される第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、物産品等の展示販売等を行うため、売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から最終日までとする。ただし、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、別に定める。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、実行委員会が各競技会場等の状況等を勘案して決定する。

6 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 既納の出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ・ 前3に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 競技開催期間中、継続して出店することができること。
- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (2) 商品が見やすいように、売店の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

1 0 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第 1 号）に関係書類（様式第 2 号から第 4 号まで）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

1 1 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品の P R 等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

1 2 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な営業許可申請又は届出を行わなければならない。

1 3 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対し、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 5 号）を交付するものとする。

1 4 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 5 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

1 6 禁止事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火器を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

1 7 遵守事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。

- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するＩＤカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1 8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 9 事故発生時等の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2 0 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消することができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不適當と認めたとき。

2 1 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。

2 2 損害賠償

出店者又は販売員等は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

(ふりがな)
代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、下妻市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 希望内容

希望 順位	出店会場名	出店ブース数	出店日	備考
1		ブース		
2		ブース		
3		ブース		
4		ブース		
5		ブース		

2 添付書類

出店概要書 (様式第2号)

売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)

誓約書兼承諾書 (様式第4号)

営業に関する許可書等の写し (第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第8項第2号2)

申請者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)

法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。

標記の申請に際してご記入及びご提出いただいた個人情報は、いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場の売店に関する事務以外には一切使用しません。

(様式第2号)

出 店 概 要 書

商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
代 表 者 生 年 月 日	年 月 日 生			
所 在 地	〒			
連 絡 先	【電話】		【FAX】	
出 店 担 当 者	【電話】			
業 種				
主 要 取 扱 品 目	国 体 関 連 グ ッ ズ ・ ス ポ ー ツ 用 品 ・ 観 光 物 産 品 飲 食 物 ・ 宅 配 便 ・ そ の 他			
出 店 実 績				
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日		従業員数	人
営 業 に 関 し て 取 得 し た 許 可 等 の 種 類	種 類		番 号	取得年月日
				年 月 日
過 去 1 年 間 法 令 違 反 等 処 分 歴 の 有 無	有	無	過 去 1 年 間 食 中 毒 発 生 事 故 歴 の 有 無	有 無
販売品目価格等一覧				
No	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

不足する場合には、別紙に追加してください。

営業に関して取得した許可等がある場合は、許可書等の写しを添付してください。

(様式第3号)

売店従事者及び搬入車両予定表

(商号又は名称

)

1 従事者名簿

従事日	会場名	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別

売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)を添付してください。

2 車両予定表

会場	車両の種類	車両ナンバー	備考

(注) 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。

駐車車両は原則1台とします。

(様式第4号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 租税に一切の滞納はありません。
- 2 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。

(連絡担当者)

担当者所属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

F A X : _____

E - mail : _____

(様式第5号)

年 第 号
月 日

様

第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会
会 長

売店出店許可証

年 月 日付で申請のありました いきいき茨城ゆめ国体における下妻市実行委員会が運営する会場内での売店出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及びいきいき茨城ゆめ国体下妻市売店設置運営要項を遵守すること。

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領（案）

1 目的

第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づき、大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、下妻市物産品や国体関連グッズ等の展示販売等を行うため、売店を募集する。

2 対象となる競技会場及び日程

会 場	日 程
砂沼球場	2 0 1 9 年 9 月 2 9 日(日) ~ 1 0 月 1 日(火)
柳原球場	
千代川運動公園野球場	
千代川中学校グラウンド	

出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

3 開設時間

原則として、開設開始は競技開始より 1 時間前から、開設終了は競技終了より 3 0 分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 会場設備

実行委員会が売店を設営する場所の 1 ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。

- (1) テント（2 間 × 3 間）1 張
- (2) 長机（4 5 cm × 1 8 0 cm）6 台
- (3) 椅子（パイプ椅子）4 脚
- (4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。

1 出店者が 2 ブース以上又は 1 / 2 ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。

5 出店料

1 ブース（2間×3間）1日あたりの出店料は、市内業者が3,000円、市外業者が5,000円とする。

納付された出店料は特別の場合を除き還付しない。

行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は出店料を免除とする。

6 販売品目

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

下妻市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者基準及び条件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ・ 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去 1 年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去 1 年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 出店者の選定

実行委員会において、第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

9 提出書類

- (1) 出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）

10 応募方法

出店希望者は、所定の申請書（様式第 1 号～様式第 4 号）に必要事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、平成 31 年 月 日（ ）までに実行委員会事務局へ提出すること。郵送の場合は、平成 31 年 月 日（ ）必着とする。

11 その他

- (1) 実行委員会が選定した者に対しては、 頃に決定通知書を送付します。また、 頃に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第 5 号）を交付します。

- (2) 売店出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営等は、「第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項」を確認してください。
- (3) 原則、1 出店者につき駐車場 1 台分を用意しますが、会場から距離がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできません。
- (5) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補てんや補償を実行委員会に請求することはできません。
- (6) この要項に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が定めるものとします。

付則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

議案第 3 号

第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、競技式典専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

平成30年2月20日

常任委員会

委員長 稲葉 本治 様

競技式典専門委員会

委員長 大久保 進司

第1回競技式典専門委員会付託事項審議結果

第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則第13条2項の規定に基づき、当委員会に付託された事項について、平成30年2月20日に委員会を開催し、次のとおり審議したので報告します。

記

- 1 第74回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項（案）
- 2 第74回国民体育大会下妻市競技施設整備要項（案）

第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項（案）

1 目的

この要項は、本市で開催する、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定める。

2 定義

この要項において、「会場」とは、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場並びに練習会場の施設（休憩所、通路、駐車場等の関連施設を含む。）及び敷地をいう。

3 業務の処理

この要項に基づく権限に属する業務の処理は、実行委員会が行う。

4 持込禁止物

会場には次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1)銃器類
- (2)刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3)毒物、劇物その他有害物質
- (4)発炎筒、爆竹、火薬その他可燃性の危険物
- (5)棒、ハンマー、鉄パイプ、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6)競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7)塗料類（ペンキ類）
- (8)スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9)無線通信器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）
- (10)酒類（土産品を除く。）
- (11)ドライアイス
- (12)動物類（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）
- (13)投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14)通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (15)その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

5 禁止事項

会場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1)立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立入ること。
- (2)競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3)施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (4)入場者等を脅迫、威圧、侮辱、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5)面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6)抗議集会、デモ等会場の秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7)所定の場所以外で、喫煙又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (8)飲酒すること。また、アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとするすること。
- (9)所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること。
- (10)電熱器、ガスコンロその他これらに類する火気を使用すること。
- (11)テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12)許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13)文書、図画、印刷物その他の物を配布又は掲出すること。
- (14)宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒にあたる行為をすること。
- (15)設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (16)会場内でのフラッシュ撮影及び禁止した区域で撮影すること。
- (17)競技中の携帯電話、PHS等の携帯端末を利用した通話及びマナーモード等の競技に影響を及ぼさない設定以外で携帯端末を使用すること。
- (18)無人飛行機（ドローン、カメラ搭載型マルチコプター、ラジコン等）を使用すること。
- (19)その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

6 遵守事項

会場へ入場する者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

- (1)IDカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応ずること。
- (2)手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応ずること。
- (3)実行委員会の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4)指定された場所において観覧し、実行委員会から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

7 入場の制限等

- (1)実行委員会は、この要項の規定に違反した者、あるいは実行委員会の指示に従わない者に対し、会場への入場を拒否し、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2)実行委員会は、会場や観客スタンドに入場しようとする人数が定員に達すると判断した場合及び競技会の安全な運営のために必要と認められる場合には、入場制限等を実施することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、競技会場の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会下妻市競技施設整備要項（案）

1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画に基づき、本市で開催される第 7 4 回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技施設の整備について必要な事項を定める。

2 方針

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の利便性を図り、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用し、円滑な競技運営と快適な観覧ができるよう競技施設を整備する。

3 競技施設

(1)競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2)臨時仮設物(付帯設備を含む)は、おおむね次の通りとする。

プレハブ テント トイレ 電気設備 放送設備 通信設備 観覧スタンド
その他

4 臨時仮設物の設置場所

臨時仮設物の設置場所は、競技施設その他必要と認める場所とする。

5 施設の管理

大会期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

6 臨時仮設物の設営及び撤去

(1)臨時仮設物の設置は、競技団体及び施設管理者と協議し、競技会運営に支障のない時期に完了するものとする。

(2)臨時仮設物の撤去は、大会終了後速やかに行い、会場等を原状復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

7 その他

(1)この要項に定めるもののほか、競技施設の整備に関し必要な事項は、別に定める。

(2)ソフトボール競技のリハーサル大会における競技施設整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

議案第 4 号

第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

平成30年2月16日

常任委員会

委員長 稲葉 本治 様

宿泊衛生専門委員会

委員長 古矢 賢司

第1回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果

第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則第13条2項の規定に基づき、当委員会に付託された事項について、平成30年2月16日に委員会を開催し、次のとおり審議したので報告します。

記

- 1 第74回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）
- 2 第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要領（案）

第７４回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）

１ 趣旨

この要項は、第７４回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第７４回国民体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

２ 実施方法

第７４回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

３ 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は関係機関・団体等の協力を得て、別紙１の基準を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 実行委員会は、前号により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。
- (3) 実行委員会は、上記により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調整を第三者に委託したとき。
 - エ その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

４ 弁当を提供する大会参加者

幹旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。

- (1) 幹旋弁当の対象は、選手・監督、視察員、報道員等とする。
- (2) 支給弁当の対象は、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等とする。

５ 弁当料金

幹旋弁当及び支給弁当の料金は、９００円（税抜）以内とする。

６ 弁当の申込、発注及び代金の精算

幹旋又は支給を行う弁当の申込等、実行委員会が定める方法により行うものとする。

7 弁当の調達

- (1)実行委員会は、あらかじめ弁当の必要数を把握する。
- (2)実行委員会は、弁当の調達にあたり、別紙2の方針を遵守させるよう努める。

8 弁当の保管及び引換え

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

9 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2)ソフトボール競技のリハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

別紙 1（弁当調製施設の選定基準）

当該基準を満たす弁当調製施設の中から、国体における弁当調製意思及び当該調製施設の現況等を勘案の上、実行委員会事務局が選定する。

1 対象施設

食品衛生法等の規定により営業許可を受けており、下妻市内に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会事務局が必要と認める場合はこの限りではない。

2 衛生管理体制

- (1) 選定時点で過去 3 年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調整施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で 80 点以上であること。
- (4) 検食の保管が可能であること。（弁当一つを - 20 以下で 2 週間以上保管すること。）
- (5) 調理従事者（食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日 1 か月前に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に参加していること、もしくは国体開催期間中参加できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10 以下）のできる冷蔵庫等を利用して衛生的に運搬することが可能であること。
- (8) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること

ア 名称

イ 原材料名（食品添加物・アレルギー・遺伝子組換え等の表示を含む。）

ウ 消費期限（時刻まで）

エ 保存方法

オ 製造所所在地・製造者名

カ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ク 持ち帰りを禁止する表示

ケ その他実行委員会が指示する表示

3 弁当調整能力

提供可能な弁当調製数が、1 日あたり 100 食以上であること。

別紙 2（弁当調達の対応方針）

- (1) 競技会の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (2) 単価に応じた弁当の調整が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供が可能なこと。
- (3) 献立内容は、原材料に茨城県産品、下妻市産品を積極的に採用し、栄養基準量について配慮したものを提供できること。また日替わりの献立内容が作成できること。
- (4) 指定した時期に弁当の献立提案が提出可能であること。
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて、実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 注文数の変更は、前日の 18 時まで可能であること。
- (7) 喫食後の弁当容器を配達当日に回収ができること。
- (8) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調達及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (9) 実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提示が可能であること。

第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要項に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護本部の設置

大会期間中は実施本部に救護本部を設置し、競技会場、練習会場、宿舎及び関係機関と連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。

4 救護所の設置

- (1) 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。
- (2) 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- (3) 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。
- (4) 救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を置く。
- (5) 救護所の設置期間は、原則として競技日とする。
- (6) 救護所の開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。
- (7) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

5 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行い、「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」に所定の事項を記載する。
- (2) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、救護所で交付する「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」の写し及び「搬送先医療機関診療結果報告書（様式第2号）」を持参するものとする。医療機関に移送しない場合でも、必要に応じて最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- (3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を移送した場合、速やかに救護本部へ報告する。また傷病者のその後の病状、経過を把握するように努める。

- (4) 救護所は「救護日報（様式第3号）」に所定の事項を記入し、当日の業務終了後に「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」、「搬送先医療機関診療結果報告書（様式第2号）」及び「救護所取扱傷病者一覧表（様式第4号）」と共に、救護本部へ提出する。

6 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

7 炬火イベント等における医療救護

下妻市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護対策を実施する。

8 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、傷病者が発生した場合、宿舎提供者は速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受ける。医療機関へ移送する必要があるとき、宿舎提供者は、車両等での移送又は救急自動車等の要請をする。この場合、必ずチーム関係者等が同行する。
- (2) 医療機関へ移送する必要があるときは、最寄りの医療機関を紹介する。この場合もチーム関係者等が同行する。
- (3) 宿舎提供者等は、傷病者が医療機関に移送された場合、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認し、救護本部に報告する。ただし、夜間の場合は翌日の報告とする。

9 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

10 医療費の負担

救護所での診察費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における医療救護実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所			発行番号	No .
発症場所			発行日時	年 月 日
		式典中 ・ 競技中 ・ 観戦中 その他 ()		午前・午後 時 分頃
傷 病 者 情 報	ふり がな 氏 名 生年月日 他	男・女 M・T・S・H 年 月 日生 歳	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()
			競技/会場名	[競技名]
				[会場名]
	住 所 連絡先	都道府県名 ()	宿舎名	
			付添者	(携帯 - -)
			保険証所持の有無	有 ・ 無
応 急 処 置 の 内 容		1 傷病内容 胃腸障害, 感冒, 貧血, 頭痛, 熱中症, 疲労, 眼症, 耳症 打撲, 捻挫, 骨折, 脱臼, 筋腱断裂, (挫・切・裂) 創, 歯牙の外傷 (受傷部位:) その他 () 現病歴 () 既往症 ()		
		2 発症 (事故) 原因		
		3 処置内容 (処置時間: 午前・午後 時 分)		
		4 使用医薬品		
		5 備考		
		6 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名		

搬送先医療機関 担当医 様

第 7 4 回国民体育大会 (いきいき茨城ゆめ国体) において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。診療後は, 「搬送先医療機関診療結果報告書 (様式第 2 号) 」を当実行委員会事務局あて F A X で送付いただきますようお願いいたします。

年 月 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会 会長

本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から搬送先医療機関診療結果報告書を第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会に返送することについて, 個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄 (署名)

搬送先医療機関診療結果報告書

取扱救護所		処置記録兼診療依頼書 発行番号	No .
-------	--	--------------------	------

上記については救護所で記載すること。

宛 先	第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会事務局 医療救護担当 宛 (F A X -)
-----	---

当委員会におきましても患者の状態等を把握させていただきたいので、貴医療機関での診療後、下記の事項を記載のうえ、上記宛先に F A X で送付いただきますようお願いいたします。

発 信 者 名	医療機関名	担当者 (所 属)
	住所	(氏 名)
		(T E L)
		(F A X)

搬送先医療機関における診療結果

内 容	1 傷病名
	2 治療内容・使用医薬品
	3 その他
	診療医師名 _____

御不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会事務局 医療救護担当
(T E L -)

救 護 日 報

年 月 日	年 月 日 () 天候		記入者名	
競技会場名		救護所 開設時間	時 分 から	
			時 分 まで	
取扱患者数について				
区 分	取扱患者数		左記のうち医療機関移送数	
選 手	人		人	
監 督	人		人	
役 員	人		人	
観 客	人		人	
その他	人		人	
合 計	人		人	

発 症 者				内 容
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()
診療依頼書 発行番号		氏名		移送 (有 ・ 無) 傷病・移送機関 ()

救護所取扱傷病者一覧表

月 日 競技会場名 競技名

(単位:人)

区分		救護所取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
(挫・切・裂)創	男												
	女												
歯牙の外傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
合 計	男 計												
	女 計												
合 計													

この様式は、一日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

議案第 5 号

第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条 2 項の規定に基づき、輸送交通専門委員会への付託事項について、次のとおり報告があったので提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
常任委員会委員長 菊 池 博

平成30年2月20日

常任委員会

委員長 稲葉 本治 様

輸送交通専門委員会

委員長 富田 光一

第1回輸送交通専門委員会付託事項審議結果

第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則第13条2項の規定に基づき、当委員会に付託された事項について、平成30年2月20日に委員会を開催し、次のとおり審議したので報告します。

記

- 1 第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会輸送計画（案）
- 2 第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会警備員配置計画（案）

第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会輸送計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会の開催に際し、「第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項」に基づき、輸送計画を作成し、輸送業務を円滑に行う。

2 定義

- (1) この計画において「自主移動」とは、持込車両・自家用車・公共交通機関等、自費による自主的な移動をいう。
- (2) この計画において「計画輸送」とは、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が確保したバス・乗用車等による輸送業務をいう。
- (3) この計画において「大会参加者」とは、次に掲げる者とする。

ア 選手・監督

イ 競技役員

ウ 競技会係員、競技補助員、競技会補助員

エ 報道関係者、視察員

3 輸送

- (1) 選手・監督の輸送

原則、自主移動とする。

- (2) 競技役員の輸送

原則、自主移動とするが、実行委員会が必要と認めた場合は計画輸送を実施する。

- (3) 競技会係員、競技補助員、競技会補助員の輸送

原則、自主移動とするが、実行委員会が必要と認めた場合は計画輸送を実施する。

- (4) 報道関係者、視察員の輸送

原則、自主移動とする。

- (5) 一般観覧者の輸送

原則、自主移動とする。ただし、パーク＆バスライド指定の駐車場を利用する場合は、無料のシャトルバスによる計画輸送を実施する。

4 駐車場

- (1) 大会参加者及び一般観覧者の駐車場は、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に臨時駐車場を確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、大会関係車両等に対し必要に応じて駐車許可証を交付する。
- (3) 大会関係者及び一般観覧者が指定外の周辺駐車場等へ駐車することがないように、周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

競技団体と連携し、事前に選手・監督等の来会時における交通手段や宿泊施設等の把握に努める。

6 その他

本計画に記載のない事項等については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会警備員配置計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会下妻市リハーサル大会の開催に際し、「第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項」に基づき、警備員配置計画を作成し、警備業務を円滑に行う。

2 警備員配置対象

(1) 警備員配置対象施設

原則として、競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む）及び周辺道路とする。

(2) 警備員配置期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までの必要な期間とする。

(3) 警備員配置時間

競技の実施に合わせ、別途定める。

3 警備員の業務

(1) 交通誘導警備

ア 競技会場の駐車場における指定車両の識別（駐車許可証等の確認）及び誘導

イ 競技会場周辺及び臨時駐車場における車両及び歩行者の整理並びに誘導

ウ 違法駐車防止及び排除

(2) 夜間警備

ア 競技会場内（施設・仮設物・備品・装飾物等）の火災及び盗難・損壊等の防止

イ 不審者及び不審物への警戒

ウ 事故発生時における関係機関等への通報

(3) 会場警備

ア 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒

イ 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知または発見時における関係機関等への通報と適切な初動措置

ウ 写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応も含む）

(4) その他

ア 事故発生時、緊急時における大会参加者への伝達及び関係機関等への通報

イ 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備

ウ 警察及び消防活動への協力

4 その他

本計画に記載のない事項等については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

議案第 6 号

平成 2 9 年度事業報告

1 会議等の開催

(1) 総会

下妻市準備委員会第 3 回総会及び実行委員会第 1 回総会《平成 2 9 年 5 月 1 6 日》

- 準備委員会平成 2 8 年度事業報告の承認
- 準備委員会平成 2 8 年度収支決算の承認
- 準備委員会の名称の変更及び会則の一部改正の審議
- 実行委員会平成 2 9 年度事業計画の審議
- 実行委員会平成 2 9 年度収支予算の審議

(2) 常任委員会

下妻市準備委員会第 3 回常任委員会《平成 2 9 年 4 月 1 7 日》

- 第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果の審議
- 第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果の審議
- 第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果の審議
- 第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果の審議
- 準備委員会の名称の変更及び会則の一部改正の審議
- 準備委員会平成 2 8 年度事業報告の審議
- 準備委員会平成 2 8 年度収支決算の審議
- 実行委員会平成 2 9 年度事業計画の審議
- 実行委員会平成 2 9 年度収支予算の審議

(3) 専門委員会

下妻市実行委員会第 1 回総務企画専門委員会《平成 3 0 年 2 月 1 6 日》

- 第 7 4 回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項の審議
- 第 7 4 回国民体育大会下妻市売店設置運営要項の審議
- 第 7 4 回国民体育大会下妻市売店募集要領の審議

下妻市実行委員会第 1 回競技式典専門委員会《平成 3 0 年 2 月 2 0 日》

- 第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項の審議
- 第 7 4 回国民体育大会下妻市競技施設整備要項の審議

下妻市実行委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会《平成 3 0 年 2 月 1 6 日》

- 第 7 4 回国民体育大会下妻市弁当調達要項の審議
- 第 7 4 回国民体育大会下妻市医療救護実施要領の審議

下妻市実行委員会第 1 回輸送交通専門委員会《平成 3 0 年 2 月 2 0 日》

- 第 7 4 回国民体育大会下妻市リハーサル大会輸送計画の審議
- 第 7 4 回国民体育大会下妻市リハーサル大会警備員配置計画の審議

2 準備業務の推進

(1) 総務企画

実施要項の策定

- 第74回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項(案)の策定
- 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項(案)の策定
- 第74回国民体育大会下妻市売店募集要領(案)の策定

運営・広報ボランティアの募集

- 各種イベントでの広報
- 広報紙等メディアでの広報

協賛の募集

- 各種イベントでの広報
- 広報紙等メディアでの広報
- 協賛物品の受入

協賛者名	協賛物品	数量
株式会社ふれあい下妻	フラワースタンド	111基

広報啓発活動の推進

➢広報啓発用品の製作、配布

製作物品名	製作数	配布先
缶バッジ	1,000個	第21回鬼怒川流域交流Eボート大会 ほか各種イベント
卓上ミニのぼり	200本	生涯学習課窓口ほか
ポケットティッシュ	5,000個	各種イベント
軍手	1,000双	各種イベント
シール	5,000枚	各種イベント
応援のぼり旗	350枚	市内小中学校
応援ペットボトルラベル	4,800枚	市内小中学校

➢掲示による広報

広報物名	数量	設置場所
横断幕(県作成物)	2枚	下妻市役所本庁舎南側駐車場、千代川庁舎 図書館や125号小野子歩道橋にも掲示期間あり
のぼり(県作成物)	20枚	下妻市役所本庁舎市民ホール、千代川庁舎1階ホール 市役所南側駐車場に6月～3月掲示
パナースタンド(県作成物)	1基	イオンモール下妻店
公用車貼付用マグネット	200枚	下妻市公用車80台
横断幕(市作成物)	2枚	125号小野子歩道橋

＞メディアによる広報

広報メディア	内容	広報期間
市広報紙	カウントダウンバナー広告	5、6、8、1、2、3月
	いきいき茨城ゆめ国体へ向け、下妻市実行委員会がスタート！	6月
	・日本一が決まる！全日本実業団男子ソフトボール選手権大会！ ・「昭和49年茨城国体」思い出募集	7月
	・日本一が決定！第57回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会！ ・国体PR横断幕が初お目見え！	8月
	・「協賛のお願い」国体には皆様の力が必要です！ ・だれでも国体PR大使！	9月
	「協賛」のお願い	10月
	第72回国民体育大会入賞選手表敬訪問	12月
	45年ぶり国内最大スポーツの祭典が下妻市で開催されます！！（特集2ページ）	2月
市HP	「いきいき茨城ゆめ国体下妻市開催競技会場等設計業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について	4月
	広がれ！！国体PR大使の輪 今年も「国体PRポロシャツ」を販売します	6月
	日本一が決まる！全日本実業団男子ソフトボール選手権大会が開催されます	7月
	「茨城国体」下妻市運営・広報ボランティア募集！	9月
	いきいき茨城ゆめ国体下妻市実行委員会より【協賛のお願い】	9月
	「いきいき茨城ゆめ国体リハーサル大会下妻市開催競技（ソフトボール競技）会場等設営・撤去業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について	3月
Facebook	平成29年度中、随時記事の掲載を行った。 ・平成29年度掲載記事数 102 ・平成29年度累計閲覧数 113,020	

➤ 出向イベントによる広報

活動場所	活動内容	活動日
Waiwai ドームしもつまオープン記念イベント	茨城国体開催 P R	4 月 2 9 日
水戸ホーリーホックによる少年サッカー教室	茨城国体開催 P R	4 月 3 0 日
第 2 1 回鬼怒川流域交流 E ポート大会	国体 P R ブースの出展	5 月 2 1 日
第 2 6 回花とふれあいまつり	国体 P R ブースの出展	5 月 2 1 日
大宝小学校運動会	マスコットによる国体 P R	5 月 2 7 日
大形小学校運動会	マスコットによる国体 P R	5 月 2 7 日
認知度向上 P R キャンペーン(県合同)	国体 P R ブースの出展	7 月 3 1 日 ～ 8 月 1 日
第 3 7 回千人おどり	茨城国体開催 P R	8 月 5 日
総上小学校運動会予行練習	マスコットによる国体 P R	9 月 2 6 日
大形ファミリーフェスタ	マスコットによる国体 P R	1 0 月 2 8 日
第 2 9 回砂沼マラソン	茨城国体開催 P R	1 1 月 1 9 日
筑波サーキット『耐久茶屋』	国体 P R ブースの出展	1 1 月 2 5 日
第 4 7 回新春歩け歩け大会	茨城国体開催 P R	1 月 3 日
障害者理解促進研修会	茨城国体開催 P R	2 月 1 7 日
第 1 8 回公民館まつり	茨城国体開催 P R	2 月 1 8 日

花いっぱい運動

➤ 試行栽培の実施(市内小中学校 1 2 校)

➤ 試行飾花の実施(競技会場 4 箇所)

(2) 競技式典

競技施設の整備

➤ 下妻市開催競技会場等設計業務委託の実施

➤ 千代川運動公園野球場改修工事の実施

➤ 柳原球場道路改良工事の実施

市町村競技施設整備費補助金交付申請・実績報告

スポーツ振興くじ助成金交付申請・実績報告

選手強化補助金の交付

リハーサル大会開催申請

実施要項の策定

➤ 第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項(案)

➤ 第 7 4 回国民体育大会下妻市競技施設整備要項(案)

国体・リハーサル大会開催調査

➤競技別リハーサル大会運営経費調査（最終）

➤施設整備事業実施状況調査

➤デモンストレーションスポーツ調査

（３）宿泊衛生

実施要項の策定

➤第７４回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）

➤第７４回国民体育大会下妻市医療救護実施要領（案）

国体・リハーサル大会開催調査

➤会場地医療救護体制に係る調査（第一次）

（４）輸送交通

第７４回国民体育大会下妻市リハーサル大会輸送計画（案）の策定

第７４回国民体育大会下妻市リハーサル大会警備員配置計画（案）の策定

国体・リハーサル大会開催調査

➤競技会場地輸送調査（第二次）

３ 先催都市の準備状況等の調査及び研究

（１）第７２回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技の視察

➤監督会議、審判会議、記録員会議、開始式、通過認定証授与式、競技
《８月１８、１９日、２１日》

（２）第７２回国民体育大会ソフトボール競技会組合せ抽選会の視察

➤《９月９日》

（３）第７２回国民体育大会ソフトボール競技会視察

➤設営状況、撤去状況、監督会議、審判会議、記録員会議、開始式、５位表彰式、
１～３位表彰式、総合表彰式、競技
《９月２８日～１０月４日》

（４）第７２回国民体育大会事業概要説明会へ出席

➤《東温市：１２月１４日～１５日》《西条市：１２月２１日～２２日》

議案第 7 号

平成 2 9 年度収支決算

収入

(単位:円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差 額 (b) - (a)	説 明
1 負担金	4,149,000	4,149,000	0	下妻市負担金
2 繰越金	946,625	946,625	0	前年度より
3 雑収入	375	28	△347	利息
合 計	5,096,000	5,095,653	△347	

支出

(単位:円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差 額 (b) - (a)	説 明
1 総務費	188,000	169,638	△18,362	
1 会議費	90,000	76,606	△13,394	総会、常任委員会、専門委員会開催経費等
2 事務局費	98,000	93,032	△4,968	事務局運営費等
2 開催推進費	4,825,000	4,216,358	△608,642	
1 開催準備費	2,374,000	2,266,152	△107,848	競技会場設計業務、調査研究費等
2 広報啓発費	2,451,000	1,950,206	△500,794	国体PR活動経費
3 予備費	83,000	0	△83,000	
1 予備費	83,000	0	△83,000	
合 計	5,096,000	4,385,996	△710,004	

収入合計

5,095,653 円

支出合計

4,385,996 円

= 709,657 円 (平成 3 0 年度へ繰越)

監 査 報 告

第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則第17条の規定に基づき、平成29年度における収支決算に関する証拠書類並びに諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

平成30年4月18日

監 事 渡辺 俊一 印

監 事 塚越 剛 印

第74回国民体育大会下妻市実行委員会

会 長 菊 池 博 様

個人情報保護のため、署名、印影については印字にて表記させていただきます。原本は実行委員会事務局にて保管しております。

議案第 8 号

平成 3 0 年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- （ 1 ）総会
- （ 2 ）常任委員会
- （ 3 ）専門委員会
- （ 4 ）庁内実施本部会議

2 準備業務の推進及びリハーサル大会の実施

（ 1 ）総務企画

第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画の進行管理
第 7 4 回国民体育大会下妻市開催競技の広報・啓発活動
大会実施本部マニュアル策定
リハーサル大会予算執行・決算
本大会開催経費予算編成
リハーサル大会報告書作成
報道対応マニュアル策定
競技会記録写真撮影
市民運動実施・展開
ボランティア活動推進・展開
文化プログラム事業募集
会場・市内装飾実施
リハーサル大会案内所・休憩所設置
リハーサル大会売店設置
観光ガイドブック作成・配布

（ 2 ）競技式典

競技施設の整備
競技備品の整備
競技会場管理運営規程策定
本大会実施要項策定
リハーサル大会プログラム策定
本大会プログラム策定
競技役員等編成決定
リハーサル大会式典開催
表彰式実施要項策定
炬火イベント実施要項策定
行幸啓対応検討

リハーサル大会競技会場仮施設設置
本大会会場設計修正

(3) 宿泊衛生

宿泊業務実施要項策定
リハーサル大会配宿
弁当調製施設選考
リハーサル大会弁当調達
リハーサル大会医療救護本部設置
感染症予防啓発
食品衛生講習会開催
ごみ・し尿処理計画策定

(4) 輸送交通

輸送交通業務実施計画策定
リハーサル大会輸送業務実施
警備・消防防災業務実施計画策定
リハーサル大会警備・消防防災本部設置

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 茨城県との連絡調整

県各種調査に対する回答書の作成
県関係課との連絡調整

(2) 競技団体との連絡調整

日本ソフトボール協会、茨城県ソフトボール協会、下妻市ソフトボール連盟との連絡調整
鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会との連絡調整

(3) ソフトボール共催市との連絡調整

常陸太田市（成年男女開催）との連絡調整

4 先催都市の調査及び研究

(1) 第 7 3 回国民体育大会福井国体の視察（平成 3 0 年 1 0 月）

(2) 第 7 3 回国民体育大会福井国体事業概要説明会への出席（平成 3 0 年 1 2 月）

議案第 9 号

平成 3 0 年度収支予算（案）

収入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	説 明
1 負担金	49,782,000	下妻市負担金
2 繰越金	709,657	前年度より
3 雑収入	100,343	協賛金、利息等
合 計	50,592,000	

支出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	説 明
1 総務費	639,000	
1 会議費	90,000	総会、常任委員会、専門委員会開催経費 等
2 事務局費	549,000	事務局運営費 等
2 開催推進費	4,679,000	
1 開催準備費	1,356,000	調査研究費 等
2 広報啓発費	3,323,000	国体 P R 活動経費
3 リハーサル大会運営費	45,199,000	
1 リハーサル大会運営費	45,199,000	リハーサル大会開催経費
4 予備費	75,000	
1 予備費	75,000	
合 計	50,592,000	

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会

第 1 回常任委員会

参 考 資 料

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第 8 条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 9 条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第 10 条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- （常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。
- 2 この会則の施行日前に、現に第74回国民体育大会下妻市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、この会則の規定により委嘱されたものとみなす。

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

（役員の選任）

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

平成 29 年 2 月 7 日
準備委員会第 2 回常任委員会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「茨城国体」という。)の開催に向け、市民の総力を結集し、心からのおもてなしで下妻市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、市民と行政の協働を推進し、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指すため、第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と連携し、茨城国体下妻市ソフトボール競技会を成功させるとともに、本大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながるものとするため、本計画を基に主要項目ごとの詳細な実施計画を策定し、施策を推進する。

- ・総合計画進行管理
- ・年次計画進行管理

(2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務運営を行う。また、国体事業推進に向けて様々な協賛を募り、市民総参加による大会とする。

- ・国体開催経費予算編成
- ・リハーサル大会開催経費予算編成
- ・国体事業への協賛推進

(3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、下妻市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史・伝統・文化・自然・食など下妻市の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため、大会記録報告書等を編纂する。

- ・広報展開(印刷物・メディア・啓発イベント・工作物等)
- ・大会記録報告書の編纂

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、市民一人ひとりが活躍する大会とする。また、国体開催の意義を広めるとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

- ・運営ボランティアの募集及び活動推進
- ・歓迎市民運動(花いっぱい運動、手づくりのぼり旗の作製等)の推進
- ・文化プログラムの開催
- ・環境美化活動の実施

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、下妻市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光、芸術・文化、産業等を広く紹介する。また、下妻駅・道の駅しもつま等への国体案内所の設置や、競技会場内における休憩所・売店の整備、観光ガイドブックの作成等を通じ、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしに努める。

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所、売店の設置
- ・観光ガイドブック等の作成

(6) 競技運営

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期す。

- ・競技運営
- ・競技役員等の編成
- ・競技記録の集計、速報
- ・リハーサル大会の開催

(7) 式典

可能な限り簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある運営に努める。

- ・表彰式の実施
- ・炬火イベントの開催

(8) 競技用具及び施設

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と十分協議し、遅滞のない、過不足のない整備を行う。さらに、競技施設については、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図る。

- ・大会に使用する競技用具の整備
- ・競技施設の整備(看板、仮設スタンド、案内所などの臨時施設を含む)

(9) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、地場産品を使用した食事や心地よい宿舎の提供など、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

- ・ 監督・選手及び役員等の配宿
- ・ 郷土色豊かな食事の提供

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

- ・ 食品衛生対策
- ・ 環境衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 医療救護体制の確立

(11) 輸送・交通

下妻市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

- ・ 輸送対策
- ・ 交通対策(駐車場確保を含む)
- ・ 交通安全対策

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保や事故等の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を密にしながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

- ・ 警備対策
- ・ 消防防災対策
- ・ 大規模災害等の対策

第 74 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画

1 目的

本市で開催される、第 74 回国民体育大会及びリハーサル大会における競技施設の整備について、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準等を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、競技運営に支障がないよう、万全を期した整備を行うため、本計画を策定する。

2 内容

(1) 競技会場の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、適切で効率的な整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所、休憩所等の臨時仮設物については、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ設置する。

(4) 給排水施設の整備

休憩所及び仮設トイレ等で、給排水設備が必要な場合には、施設管理者等と十分協議のうえ、仮設により整備する。

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 74 回国民体育大会下妻市医療救護実施要項

1 趣旨

この要項は、第 74 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第 74 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

6 炬火イベント等における医療救護

下妻市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護対策を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに下妻市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での診察費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

付則

この要項は、平成29年5月16日から施行する。

第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の内容

(1) 輸送対象者

輸送対象者は、次に掲げる者とする。

ア 選手・監督

イ 競技役員

ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員

エ 報道関係者、視察員

オ 一般観覧者

カ その他、実行委員会が必要と認めた者

上記、オ及びカを除いたものを以下「大会参加者」という。

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長する。

(3) 輸送交通業務の範囲等

ア 大会参加者の輸送範囲

- a 市が指定する乗降駅から宿泊までの間のうち、実行委員会が必要と認めるもの。
- b 総合開会式参加者（ア選手・監督及びイ競技役員）に係る宿泊から県実行委員会が設定する指定集合地までの間。なお、指定集合地において輸送業務を県実行委員会に引き継ぐものとする。
- c 競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他大会関連諸行事の会場等の相互間。

イ 一般観覧者の輸送範囲

- a 競技会場、市が指定する乗降駅、遠隔地にある指定駐車場の相互間。

ウ 輸送方法

- a 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送力の確保

(1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合に、関係機関・団体に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会開催期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体と協議のうえ指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体と協議のうえ輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍及び競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって下妻市以外に所在するホテル等を宿舍として利用する選手・監督及び競技役員等の輸送を必要に応じて実施する。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため関係機関・団体の協力を得て、必要な措置を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等の案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場周辺の巡回等必要な措置を講じる。

(5) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

(9) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中、交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前業務内容

- a 警備計画の作成に関すること。
- b 警備体制の整備・確立に関すること。
- c 実地踏査の実施に関すること。
- d 通信体制の整備・確立に関すること。
- e 業務に携わる警備員及び係員の確保と事前教育の実施に関すること。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関すること。
- h その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中業務内容

- a 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること
- b 雑踏事故、その他の事件・事故の防止に関すること。
- c 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道関係者その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。
- f 迷子、遺失物等への対応に関すること。
- g その他必要な警備業務に関すること。

3 消防防災業務

(1) 基本的事項

消防法等関係法令を遵守するとともに、下妻市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前業務内容

- a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- b 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中業務内容

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設の救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関連機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前及び開催期間中において、下妻市災害対策本部が設置された場合は、下妻市の防災関係部局と連携し対応する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会
下妻市実行委員会常任委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職種別	常任委員会	所属機関・団体・役職名	氏 名
会長	委員長	下妻市長	菊池 博
副会長	副委員長	下妻市議会議長	原部 司
		下妻市副市長	野中 周一
		下妻市教育長	横瀬 晴夫
		下妻市体育協会会長	井上 暢
		下妻市商工会副会長	小林 重隆
		下妻市観光協会会長	木村 進
		下妻市ソフトボール連盟会長	高村 恵多
常任委員	委員	茨城県常総保健所長	本多 めぐみ
		下妻警察署長	福地 健一郎
		下妻消防署長	上原 孝一
		下妻市校長会会長	鈴木 悟
		茨城県ソフトボール協会理事長	大久保 進司
		茨城県ソフトボール協会事務局長	吉田 陵平
		鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会委員長	飯島 和一
		株式会社ふれあい下妻総務部長	松本 知明
		常総ひかり農業協同組合代表理事組合長	塚本 治男
		茨城県ハイヤー・タクシー協会県西支部下妻部会長	黒須 英夫
		真壁医師会下妻支部支部長	中山 公彦
		下妻市自治区長連合会会長	田崎 光男
		下妻市ふるさとづくり推進協議会会長	飯塚 武彦
		下妻市市長公室長	大月 義男
		下妻市総務部長	飯塚 誠一
		下妻市市民部長	杉山 照夫
		下妻市保健福祉部長	折原 嘉行
		下妻市経済部長	鈴木 伸一
		下妻市建設部長	神郡 健夫
		下妻市議会事務局長	飯村 孝夫
		下妻地方広域事務組合事務局長	平井 英雄

会 長	1名
副 会 長	7名
常任委員	21名
計	29名

第 7 4 回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会概要

1 . 大会概要

第 7 4 回国民体育大会競技別リハーサル大会

第 7 3 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

日 時：平成 3 0 年 8 月 1 8 日（土）～ 2 0 日（月）予備日 2 1 日（火）

監督者会議及び開始式は、前日の 8 月 1 7 日（金）に実施

会 場：砂沼球場（下妻市半谷 7 2 4 番地 1 ）

柳原球場（下妻市柳原 7 9 1 番地 1 ）

千代川運動公園野球場（下妻市鬼怒 2 5 7 番地）

千代川中学校グラウンド（下妻市鎌庭 2 7 7 7 番地）

参 加：関東 1 都 7 県から少年男女 1 6 チーム

主 催：公益財団法人日本体育協会 / 茨城県 他

主 管：茨城県 他

後 援：スポーツ庁

2 . 内容

この大会は、関東各都県におけるスポーツの振興はもとより、スポーツの交流を通じて親睦と友情を深め、併せて地方文化の発展に寄与することを目的に開催されております。

また、今年福井県で開催されます第 7 3 回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」における関東ブロックの代表（少年男子・少年女子ともに 2 チーム）を決定する極めて重要な大会です。

関東ブロックを制する者は、全国を制すとも言われており、ハイレベルな戦いが予想されます。

【参考画像】



- M E M O -

第 74 回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体

下妻市教育委員会 生涯学習課 国体推進室

〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地

T E L 0296-45-8100 (ダイヤルイン)

F A X 0296-43-3519

E-mail kokutai@city.shimotsuma.lg.jp



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ



下妻市イメージキャラクター

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会

シモンちゃん